

12月3日(土)から9日(金)は 障害者週間です

「障害者週間」は、障がい者に対する理解と意識をより高めるために定められました。そこで、現在おこなわれているさまざまな福祉制度について紹介します。この機会に、障がい者の自立と社会参加に対する理解を深めましょう。



障がい者手帳の交付

対象者

身体障害者手帳

◆視覚、聴覚・平衡、音声・言語、

そしゃく、肢体不自由、内部障

いの方で、永続する障がいの方

療育手帳

◆知的障がい者（IQ75以下の方）

精神障害者保健福祉手帳

◆精神障がいのため、日常生活や社会

生活に制約のある方

手当の支給

障がいの程度や等級に応じて町や県、国から各種手当が支給されます（所得制限があります）。

※ただし、介護保険施設・社会福祉施設入所者および入院中の方は除きます。

▼大口町福祉手当（町）

対象者

○身体障害者手帳1級から3級の方、4級の膀胱または直腸機能障

がいの方

○療育手帳をお持ちの方

○精神障害者保健福祉手帳1級・2級の方

○特定医療費受給者証（指定難病）

をお持ちの方

支給金額

◆身体障害者手帳1級・2級の方および療育手帳A判定の方

月額5000円

◆その他の障がいの方

月額4000円

※7・11・3月の25日頃に振り込まれます。

※7・11・3月の25日頃に振り込ま

知ってる？ このマーク！



身体障害者標識
(障害者マーク)

肢体不自由であることを理由に、免許に条件を付されている方が運転する車に表示する身体障害者標識です。マークをつけた車に割り込み等をおこなった運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。



聴覚障害者
シンボルマーク

聴覚障がい者のコミュニケーションの円滑化を図るため制定されたもので、公的機関を利用するときは、ラベルを申請書、預金通帳、診察券などに貼り、胸にはネームプレートをつけます。



ヘルプマーク

義足や身体内部の障がいなど、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の人に理解してもらうために携帯しているマークです。



オストメイト
マーク

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している方）のための施設があることを表し、オストメイト対応トイレの入り口・案内誘導プレートに表示されています。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴啓発のためのマークです。補助犬は体の不自由な方の体の一部となって働いています。



ハートプラス
マーク

「身体内部に障がいのある人」を表しています。身体内部に障がいのある方は外見から分かりにくいいため、さまざまな誤解を受けることがあります。



聴覚障害者標識
(マーク)

聴覚障がい者が運転する車に表示する標識（マーク）で、マークをつけた車に幅寄せや割り込みをおこなった運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

12月3日から9日は障害者週間です

▼愛知県在宅重度障害者手当（県対象者）

- 身体障害者手帳1級・2級の方
- 療育手帳A判定（IQ35以下）の方
- 身体障害者手帳3級と療育手帳B判定（IQ50以下）を併せてお持ちの方

※特別障害者手当・障害児福祉手当の対象者および65歳以上で手帳を取得された方は除きます。

支給金額 障がいの程度により、2段階に分かれます。

▽1種 月額1万5500円

▽2種 月額6750円

▼特別障害者手当・障害児福祉手当（国）

対象者 在宅で、精神または身体に著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

支給金額

◇特別障害者手当 月額2万7300円

◇障害児福祉手当 月額1万4850円

※障がいの程度により、県加算制度があります。

▼特別児童扶養手当（国）

対象者 障害のある20歳未満の児童を扶養している方

支給金額 障がいの程度により、2段階に分かれます。

◇IQ35以下程度若しくは身体障害者手帳1級・2級程度の方
月額5万2400円

◇IQ50以下程度若しくは身体障害者手帳3級（4級の一部）程度の方
月額3万4900円

外出へのサポート

▼外出支援サービス

タクシー等の基本料金を助成します。助成券は24枚綴りで、当該年度中、時期に応じて2冊まで交付します。

※所得制限があります。

対象者

○身体障害者手帳1級・2級の方

○療育手帳A判定の方

○精神障害者保健福祉手帳1級の方

○特定医療費受給者証（指定難病）をお持ちの方

▼有料道路通行料金割引制度

手帳に割引有効期限を記載します。

対象者

本人運転の場合

▽全ての身体障がい者

本人以外が運転の場合

▽重度の身体障がい者（第1種）、重度の知的障がい者（療育A）

※自動車の名義人は、本人または本人の親族に限ります。

割引料金額 通常料金の半額

障害者総合支援法 および障害児通所支援

障がい者（児）が、各種サービスを利用することができ、当該年度中に、時期に応じて2冊まで交付します。

対象者 身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等の方

介護給付

▽居宅介護（ホームヘルプ）

▽重度訪問介護

▽行動援護

▽同行援護

▽重度障害者等包括支援

▽短期入所（ショートステイ）

▽療養介護

▽生活介護

▽施設入所支援

訓練等給付

▽自立訓練（機能訓練・生活訓練）

▽就労移行支援

▽就労継続支援（A型、B型）

▽就労定着支援

▽共同生活援助（グループホーム）

自立支援医療

▽更生医療

▽精神通院

▽育成医療

補装具

地域生活支援事業

▽相談支援事業

▽意思疎通支援事業

▽日常生活用具の給付

▽移動支援事業

▽地域活動支援センター

▽成年後見制度利用支援事業

▽その他事業（日中一時支援、自動車改造費助成等）等

障害児通所支援

▽児童発達支援

▽放課後等デイサービス等

福祉制度の利用等に関する相談をおこなっていますので、お気軽にご相談ください。

●障がいのある方の相談窓口

大口町地域包括支援センター

☎94-22227

障がい者ご本人やご家族同士の交流、障がい福祉に関する情報交換等をおこなう3つの団体がありますので紹介します。

●大口町身体障害者福祉協会

●大口町心身障害児（者）親の会

●尾北精神障害者家族会しらゆり会

大口支部

※入会方法等については、大口町社会福祉協議会へお問い合わせください。☎94-00600

問合せ先 ほほえみプラザ1階

福祉こども課 ☎94-12222